

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

## 目次

- はじめに
- 収益基準の第二段階での履行義務の識別
- ライセンシング導入ガイダンス
- 移行措置及び発効日
- 付録—FASB のガイダンスと IASB のガイダンスの比較

## 収益に手を入れる

## FASB がライセンシング及び履行義務の識別に係るガイダンスを明確化

マーク・クローリー(Mark Crowley) 及び PJ・ティッセン(PJ Theisen) (デロイト&トウシュ LLP)

## はじめに

2016年4月14日、FASBはASU2016-10<sup>1</sup>を発行した。これは、当審議会の新収益基準<sup>2</sup>の特定の側面、特に当基準の履行義務の識別に係るガイダンス、及びライセンシングに係る導入ガイダンスを改訂するものである。当ASUの改訂は、新収益基準の導入に係る潜在的問題に対処すべく組成された、FASBとIASBの共同収益認識移行リソース・グループにより受領されたフィードバック、及びFASBのガイダンス提案に対して利害関係者から受領したコメントを反映するものである。

ASU2016-10は、以下に関するガイダンスを改訂する。

- 履行義務の識別
  - 重要性のない約束された財又はサービス—事業体は、契約の観点で、重要性のない、顧客に対して約束された財又はサービスを無視してもよい。
  - 出荷及び手配活動—事業体は、支配が顧客に移転した後に発生する出荷又は手配活動を収益要素(すなわち、契約で約束されたサービス)ではなく、履行コストとして会計処理することが可能である。
  - 約束が履行義務を表象する場合の識別—新ガイダンスは、約束された財及びサービスが、別個であるか否かの評価に関する区分規準、特に「区分して識別可能」原則(「契約の観点において別個」規準)及び支援する要素を改良する。
- ライセンシング導入ガイダンス:
  - ライセンス付与における事業体の約束の性質の判定—知的財産(IP)は、機能的か象徴的かのいずれかで分類され、当該分類は一般的に、IPに対して付与されるライセンスに関して、収益が、それぞれ、一時点又は一定期間にわたって認識されなければならないかを描写しなければならない。
  - 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティ—売上高ベース及び使用ベース・ロイヤルティの例外は、当該ロイヤルティが、IPのライセンスに関連して支配的である場合はいつでも適用される。当ASUはしたがって、「事業体は、売上高ベース及び使用量ベース・ロイヤルティ並びにそのガイダンスの対象とならない部分に係る収益ガイダンスの対象となる部分に、売上高ベース又は使用量ベースを分離してはならない」と言及している。

<sup>1</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2016-10, *Identifying Performance Obligations and Licensing*.

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2014-09, *Revenue From Contracts With Customers*; issued as IFRS 15 by the IASB.

- **時間、地理的位置及び使用の制限**—当 ASU の設例は、追加的ライセンスが提供されたことを特定するライセンス及び条項の属性を表象する制限の分類を例証している。
- **IP 使用权を提供するライセンスの更新**—収益は、当該更新期間が開始するまで、IP を使用するライセンスの更新又は延長については認識してはならない。

当 Heads Up は、当 ASU の背景を提供し、その主要条項を要約するものである。

**編集者注:** 2016年4月12日、IASBは、(1)履行義務の識別、(2)本人か代理人かの検討、及び(3)ライセンスング、に対処するIFRS第15号の明確化を発行した。彼らもまた、修正された契約及び完了した契約に対する特定の移行救済措置を提供している。IASB及びFASBのガイダンスの比較に関しては、当 Heads Up の付録を参照のこと。IASBによるIFRS第15号の明確化に関するさらなる情報については、IASBのウェブサイトを参照のこと。

## 収益基準の第二段階での履行義務の識別

### 重要性のない約束された財又はサービス

#### 背景

新収益基準の第二段階では、事業体は、(1)契約で顧客に約束された財又はサービスを識別し、(2)それらの約束された財又はサービスが、履行義務である(すなわち、それらがお互いに別個であるため)か否かを判定しなければならない。新収益基準の結論の背景 BC87 項から BC90 項における文言のため、ある利害関係者は、FASB 及び IASB は、新基準において履行義務として識別されるべきであるが、現行収益ガイダンスで引渡物 (deliverable) として識別されていない履行義務を意図しているか否かについて疑問を呈した。SABトピック 13.A における SEC のガイダンスとは異なり、当収益基準は、「重要でない (inconsequential)、又は形式的な (perfunctory)」項目に関するガイダンスを含んでいない。実際に、結論の背景は、「両審議会は、形式的又は重要でないと事業体がみならず可能性がある約束された財又はサービスの会計処理を免除していない。その代わりに、事業体は、それらの約束された財又はサービスが、その財務諸表に対して重要性がないか否かを評価しなければならない」と述べている。

これにより、履行義務識別に当たり、事業体は、重要性のない財又はサービスを識別する必要があるか否かについて疑問が呈示された。

**編集者注:** 構成員はまた、新収益基準は、現行米国会計基準とは異なり、特定のマーケティング・インセンティブを、費用ではなく履行義務として取り扱う結果となりうることを懸念した。会議メモにおいて、FASB は、マーケティング・インセンティブは、履行義務識別に関するガイダンスの下で、評価されなければならないことを確認した。

### 当 ASU の主要規定

ASU2016-10 は、事業体は、「約束された財又はサービスが、顧客との契約の観点で重要ではない場合、それらが履行義務であるか否かを評価することは要求していない」と述べている。加えて当 ASU は、事業体は、契約レベル(財務諸表レベルで、当該項目を集約し、評価を実施するのではなく)でのみ、項目又は活動の重要性を検討しなければならない、と言及している。この変更は、事業体による、顧客に対して提供される選択的な財又はサービスの評価には適用すべきではない。それによれば、事業体は、それらが顧客に重要な権利を付与するか否かを判定するため、ASC606-10-55-42 及び 55-43<sup>3</sup>により、評価しなければならない(すなわち、ロイヤルティ・ポイント・プログラムを通じて提供されるような、無料又は割引で提供される選択的財は、個々の契約において重要ではないが、集約すれば重要となり、重要な権利として会計処理される)。

<sup>3</sup> FASB 会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

**編集者注:** 当 ASU は、事業体が、重要でない項目又は活動は、履行義務を表象するか否かを評価しないことを選択することを認めている。したがって、当該重要でない項目又活動の新収益基準での除外は、会計基準からの乖離と見なされず、記載誤りとして集計される必要はない。

## 出荷及び手配活動

### 背景

現行収益ガイダンスでは(すなわち、新収益基準の発効日より前)、事業体は一般的に、その製品の販売と一体として提供される出荷サービスは、追加的引渡物として会計処理しない。利害関係者は、FASB に、契約内において、支配的な活動を表象しない出荷及び手配サービスが、約束されたサービス(すなわち、潜在的に、配分されなければならない取引価格の一部に対する独立した履行義務)として会計処理すべきか、又は ASC340-40 の新履行コスト・ガイダンスにより会計処理されるべきかを明確化することを要請した。

### 当 ASU の主要規定

ASU2016-10 は、事業体が、約束されたサービスとして(すなわち、収益要素)ではなく、顧客が履行活動として(すなわち、費用)、財の支配を獲得した後に発生する出荷及び手配活動を会計処理することを認めている。事業体はまた、出荷及び手配サービスを約束されたサービスとして会計処理することも選択可能である。当 ASU はまた、製品の支配が移転される前に実施された出荷及び手配活動は、契約において、顧客に対する約束されたサービスを構成しない(すなわち、それらは履行コストを表象する)、と説明している。

**編集者注:** 出荷及び手配サービスを履行義務又は履行コストとして会計処理する選択は典型的には、その主要なサービス提供が出荷又は輸送である会社には適用されるべきではない)。さらに我々は、当該選択は、(1)継続的に適用されるべきであり、かつ(2)一時点又は一定期間にわたって、のいずれかで、財の販売に関して収益を認識する事業体に関して利用可能である、と信じている。

## 設例

事業体は、20X8 年 12 月 31 日に、FOB 出荷時点 (free-on-board shipping point) で顧客に製品を販売する(及びその支配が、その日時点で移転すると判定する)。当製品は、当事業体の指図により第三者である輸送者により出荷される。当製品は、20X9 年 1 月 5 日に顧客の所在地に到着する。顧客により支払われる対価は 1,000 ドルである。

当 ASU では、当事業体は、契約内の約束されたサービスとして(すなわち、別個の履行義務)、又は履行コストとして出荷活動を会計処理することが選択可能である。当事業体が、出荷サービスを別個の履行義務としての会計処理を選択する場合、事業体は、対価 1,000 ドルを、製品と出荷サービスに配分することが要求される。製品に配分される対価部分は、20X8 年 12 月 31 日に認識され(製品の支配が、顧客へ移転する時点)、出荷サービスに配分された部分は、それらのサービス発生につれて認識される(製品が輸送中の日々にわたる可能性が最も高い)。

事業体が、契約内の約束されたサービスではなく、履行コストとして出荷活動の会計処理を選択する場合、事業体は、20X8 年 12 月 31 日時点(すなわち、当製品の支配が顧客に移転する時点)で、1,000 ドル全体を収益として認識し、また出荷活動に関連するコストを見越し計上することになる。

## 約束が履行義務を表象する場合の識別

### 背景

新収益基準は、事業体が、履行義務として別個の財又はサービスを識別することを要求している。財又はサービスは、(1)「顧客が[それ]からの便益を、単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる」かつ(2)「財又はサービスを顧客に移転するという事業体の約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能である」場合に区分可能である。第一の規準は、現行米国会計基準による独立価値概念と類似している。しかしながら、利害関係者は、FASB に、約束が「区分して識別可能」である場合を明確化する第二の規準に関して追加的ガイダンスを提供するよう要請した。

### 当 ASU の主要規定

ASU2016-10 は、ASC606-10-25-21 における「区分して識別可能」原則の意図を、区分可能リスク概念と整合した方法で、「事業体による、財又はサービスを客に移転する約束を示す三つの要素」を提供することにより明確化している。したがって、焦点は今や、個々の財又はサービスではなく、財又はサービスの束にある。当 ASU は、ASC606-10-25-21 を以下のように改定する(追加文章は下線が引かれ、削除された文章は取り消し線が引かれている)。

**606-10-25-21** 顧客に対して財又はサービスを移転する事業体による約束が、606-10-25-19(b)項に準拠して区分して識別可能であるか否かの評価に当たり、当該目的は、契約の観点から当該約束の性質が、それらの財又はサービスのそれぞれを個々に移転することにあるか、又はその代わりに、約束された財又はサービスがインプットである結合された一つの項目又は複数の項目を移転することにあるかを判定することにある。顧客に対して一つの財複数の財又はサービスサービスを移転する事業体の複数の約束約束が、区分して識別可能であるでないことを示す要素(606-10-25-19(b)項に準拠して)としては、それらに限定されないが、以下が含まれる。

- a. 事業体が、複数の財又はサービス財又はサービスを、契約上約束されたその他の財又はサービスと統合して、顧客が契約した結合された一つ又は複数のアウトプットを表象する一つの財又はサービスの束とする重要なサービスを提供しない提供する。換言すれば、事業体は、顧客により特定された結合された一つ又は複数のアウトプットを産出又は引き渡すために、複数の財又はサービス財又はサービスを、複数のインプット一つのインプットとして使用していないしている。結合された一つ又は複数のアウトプットは、複数のフェーズ、要素又は単位を含む可能性がある。
- b. 一つ又は複数の財又はサービスが、契約において約束された一つ又は複数のその他の財又はサービスを大幅に修正又はカスタマイズする、又はそれらにより大幅に修正又はカスタマイズされる。財又はサービスが、契約において約束された他の財又はサービスを大幅に修正しない。
- c. 複数の財又はサービスが、高度に相互依存又は相互関連している。換言すれば、複数の財又はサービスのそれぞれが、契約におけるその他の一つ又は複数の財又はサービスにより大幅に影響を受ける。例えばある場合には、複数の財又はサービスが、事業体が、複数財又はサービスのそれぞれを独立に移転することにより、その約束を充足できないことになるため、お互いに大幅に影響を受ける。財又はサービスが、契約において約束されたその他の財又はサービスに高度に依存している、又は高度に相互関連している。例えば、顧客が、契約において約束されたその他の財又はサービスに大幅に影響を与えることなく、財又はサービスを購入することを決定できない事実は、当該財又はサービスは、それらの他の約束された財又はサービスに高度に依存している、又は高度に相互関連していることを示唆している可能性がある。

この原則及び支持する要素をさらに明確化するために、当 ASU は、いくつかの異なる産業及び事実パターンに対するガイダンスの適用を例証すべく、六つの新しい設例を追加し、他の設例を改訂している。

**編集者注:** 当 ASU による「区分して識別可能」原則の明確化にかかわらず、事業体は、約束が、履行義務を表象する場合の識別に当たり、判断を行使しなければならない。例えば、当 ASU の設例 11 のケース A は、「経常的に他の事業体により実施される」インストール・サービスは、別個であると結論付けている。しかしながら、それらが別個であるとの収益基準により事業体が結論に到達するためには、サービスは、他の当事者により提供される必要はない。事業体はしたがって、他の事業体が同一の財又はサービスを提供しない状況を注意深く評価しなければならない。

## ライセンシング導入ガイダンス

### ライセンス付与における事業体の約束の性質の判定

#### 背景

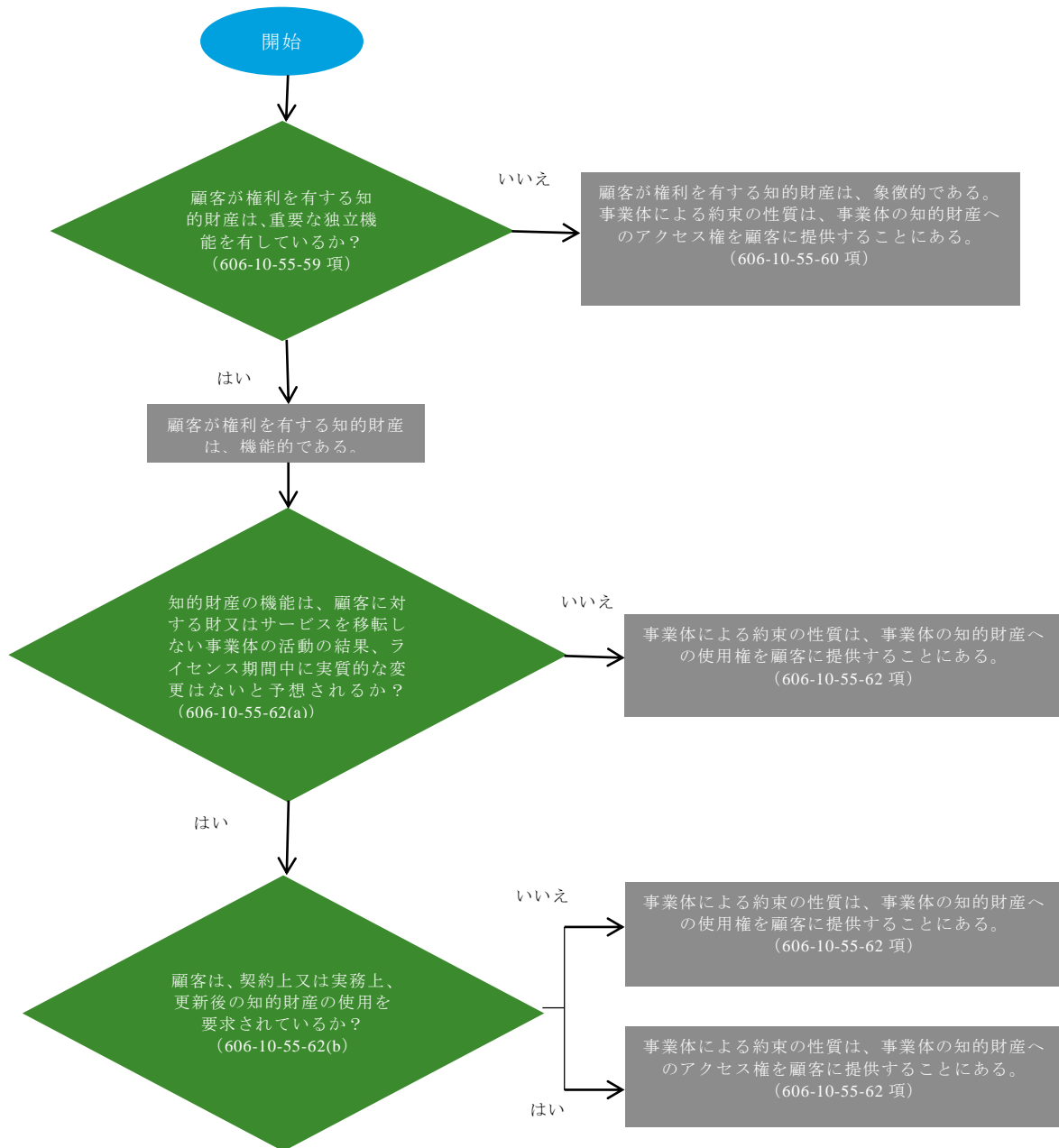
新収益基準は、IP のライセンスを付与する事業体の約束に関する導入ガイダンス<sup>4</sup>を含んでおり、当該ライセンスが、基礎となる IP の使用权を顧客に付与する（これは、一時点での収益認識の結果とすべきである）か、IP へのアクセス権を付与する（これは、一定期間にわたる収益認識の結果とすべきである）かを事業体に判定することを要求している。この判定は、当ライセンシング者の継続的活動が、基礎となる IP に大幅に影響を与えることが予想されるか否かに依存している。利害関係者の質問は、主に(1)ライセンシング者の IP に影響を与える活動、及び(2)事業体が、IP に対する当該活動の影響を評価しなければならない方法（例えば、IP の形式及び機能、価値又は双方に対する影響）に焦点が当てられていた。

#### 当 ASU の主要規定

当 ASU は、二つの種類のライセンスを峻別する、ASC606 のガイダンスを改訂する。二つの種類のライセンスは、(1)機能的 IP と(2)象徴的 IP であり、これらは、基礎となる IP が重要な独立機能（例えば、取引を処理する、機能若しくはタスクを実施する、又は演奏若しくは放送される能力）を有しているか否かに従い分類される。機能的 IP は、IP の使用权を表象し、一時点で認識されなければならない一方、象徴的 IP はアクセス権を表象し、一定期間にわたり認識されなければならない。機能的 IP の例としては、「ソフトウェア、生物複合物又は薬式、及び完成したメディア・コンテンツ（例えば、フィルム、テレビ・ショー又は音楽）」が挙げられる。象徴的 IP としては、「ブランド、チーム又は商標名、ロゴ、及びフランチャイズ権」が挙げられる。

<sup>4</sup> ASC 606-10-55-54 through 55-64; paragraphs B52 through B62 of IFRS 15.

以下のフローチャートは、当 ASU からの再掲であり、事業体が、IP に対するライセンスが、アクセス権又は IP 使用権を表象するか否かの判定に当たり使用しなければならない決定プロセスを描写するものである。



## 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティ

### 背景

新収益基準は、IP のライセンスと交換で約束される売上又は使用量ベースのロイヤルティに関する具体的ガイダンス(しばしば「ロイヤルティ制約例外」<sup>5</sup>と称される)を含んでいる。当該取り決めにおいては、事業体は、(1)事後の売上又は使用が発生する、又は(2)関連履行義務が、完全に又は部分的に充足された、何れか遅い時点で収益を記帳しなければならない。そうでない場合、事業体は取引価格に含まれる変動対価の金額(すなわち、重要な収益の振り戻しの対象とならない変動対価の金額)を見積もるため、一般的制約ガイダンスを適用し、それを再評価する必要が<sup>6</sup>あることになる。

<sup>5</sup> ASC 606-10-55-65; paragraph B63 of IFRS 15.

<sup>6</sup> ASC 606-10-32-11 through 32-14; paragraphs 56 through 59 of IFRS 15.



利害関係者は、ライセンスが、契約内の他の財又はサービスと束となっている場合（例えば、トレーニングサービス付きのフランチャイズ・ライセンス）のロイヤルティ制約の適用方法に関する不確実性について懸念を表明した。ある者は、新収益基準においては、事業体は、単一ロイヤルティを分割し、ロイヤルティ制約例外によりその一部を、残りの部分は一般変動対価制約ガイダンスにより会計処理することが必要となる、と提言した。

### **当 ASU の主要規定**

当 ASU は、当該ロイヤルティ制約ガイダンスは、(1)当該ロイヤルティが、IP のライセンスにのみに関する場合、又は(2)IP のライセンスが、「ロイヤルティが関係する支配的項目（例えば、知的財産のライセンスは、ロイヤルティが関係する他の財又はサービスよりも、大幅に多くの価値をライセンスに起因すると顧客が認めていると事業体が合理的な予想を有している場合、ロイヤルティが関係する支配的項目である可能性がある）」である場合のいずれかに適用されるべきである、と言及している。当該ガイダンスは IP のライセンスのみに適用され、IP の販売には適用されないことを留意されたい。

**編集者注:** 事業体は、IP のライセンスは、一他の財又はサービスと「束にされる」場合（すなわち、当該ライセンスが、別個の履行義務である）—当該ロイヤルティが関連する支配的項目であるか否かを判定すべく、判断を行使する必要がある。当該変更は、ロイヤルティ制約のより広範な適用を認め、単一ロイヤルティの異なる部分に対して変動対価及びロイヤルティ制約ガイダンスを適用する潜在的必要性を排除する。

## **時間、地理的位置又は使用の制限**

### **背景**

新収益基準の発行後、利害関係者は、ASC606 による IP のライセンスの会計処理に対する契約上の制限の影響に対するガイダンスを求めた。彼らの見解は、契約上の制限が、顧客に付与される多くのライセンスに影響を与えうるか否か、又は当該制限が、単にライセンスの属性を表象するか否かに関して相違していた。

### **当 ASU の主要規定**

当 ASU の設例は、時間、地理的位置又は使用の制限は、事業体の IP の顧客による使用権又はアクセス権の範囲に影響を与える（すなわち、それらは、ライセンスの属性である）こと、及びライセンスの性質を定義しない（すなわち、機能的か象徴的か）ことを明確化している。しかしながら、制限は、事業体が、顧客に対する追加的財又はサービス（追加的ライセンスを含む）を移転することを、明示的又は黙示的に要求する契約上の規定とは峻別されなければならない（例えば、ライセンスの初年度中は、ある特定国で使用可能な歌に対するライセンスを約束するが、ライセンスの 2 年目には、全世界を通じて使用可能な歌に対するライセンスを約束する事業体は、実効的に、初年度の開始時に一つのライセンスを、もう一つのライセンスを、2 年目の開始時に提供することを約束する）。

## **IP 使用権を提供するライセンスの更新**

### **背景**

FASB による ASU 提案に関するアウトリーチ活動の過程で、事業体の IP の使用権を提供するライセンスの延長又は更新に関連する収益認識の時期に対して質問が生じた（一時点で認識される収益）。当該 IP は、顧客が更新することを決定する時点で既に、顧客に対して利用可能であるため、更新期間に関連する収益が、顧客が更新に合意した時点、又は更新期間の開始時点で認識されるべきであるかは明確ではなかった。

## 当 ASU の主要規定

ガイダンス提案では、延長が合意された時点で、IP が既に引渡しされていた当初ライセンスの延長に関して収益を認識することは適切であるとされていた。しかしながら、当審議会は最終的に、更新期間が開始される時点で、更新に関連する収益を認識することを事業体に要求することを決定した。当審議会は「顧客に追加的な権利を付与する他のライセンスとして、更新ライセンスは同じ収益認識規定の対象である。」と述べた。

**編集者注:** 当 ASU のライセンス更新又は延長に関するガイダンスは、ソフトウェア・ライセンスの更新に関する ASC985-605-55-105 から 55-109 が適用される特定の事業体については、変更となるであろう。そのガイダンスは、事業体が、延長が合意される時点で、同一製品に関する、既に存在した、現在アクティブなライセンスについて、延長又は更新されているライセンスを使用する権利について収益認識することを認めている。

## 移行措置及び発効日

当 ASU の発効日及び移行措置規定は、未だ発効していない新収益基準の規定と整合している。



## 付録—FASB のガイダンスと IASB のガイダンスの比較

以下の表は、履行義務識別に関する FASB のガイダンス及び ASU2016-10 によるライセンス導入ガイダンスと、最近発効された IFRS 第 15 号に対する明確化の結果としての IASB のガイダンスを比較するものである。

トピック	FASB のガイダンス	IASB のガイダンス	比較
<b>履行義務の識別</b>			
重要性のない約束された財又はサービス	事業体は、契約レベルで、約束の重要性の評価が認められる。当該契約が、重要性がない場合、事業体は、当該契約をさらに評価する必要はない。	IFRS 第 15 号の変更なし。	当 ASU は、収益基準ガイダンスを明確化するが変更はしない。したがって、乖離(ダイバージェンス)は予想されない。
出荷及び手配活動	支配が顧客に移転する前に発生する出荷及び手配活動は、履行コストであることを明確化している。  支配が移転する後に出荷及び手配活動が発生する場合、それらを履行コストとして取り扱う方針の選択を事業体に認めている。	支配移転後の出荷及び手配活動について利用可能な、類似の方針選択はない。	方針選択を容認しない決定は、乖離をもたらす結果となろう。IFRS 適用事業体は、支配移転後の出荷及び手配が、履行義務であるか否かを判定する必要がある。
履行義務を約束が表象する場合の識別	財又はサービスの束に焦点を当てるべく、区分規準を再構築している。  設例を追加している。	FASB のガイダンスと同様。	継続的コンバージェンスが予想される。
<b>ライセンス導入ガイダンス</b>			
事業体のライセンス付与における約束の性質の決定	事業体が、機能的か象徴的かのいずれかでライセンスの性質を特徴付けることを要求している。	事業体が、知的財産に顕著な影響を与える活動の着手が予想される場合、及びその場合、使用権としてライセンスを特徴付けることが予想される場合に関するガイダンスを明確化している。	両決定は相違しており、乖離をもたらす結果となろう。多くのライセンスに関する会計処理は、米国会計基準と IFRS の双方では類似するであろうが、一部のライセンスは、異なる会計処理がなされる可能性がある。
売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティ	ロイヤルティの分離(及びロイヤルティ及び一般制約の適用)ではなく、事業体は、当該ライセンスが、ロイヤルティが関連する支配的特性である場合、ロイヤルティ制約を適用することを明確化している。	FASB のガイダンスと同様。	両決定は同様であり、継続的コンバージェンスが予想される。
時間、地理的位置及び使用の制限	約束されたライセンスの属性を定義する契約上の規定から事業体が顧客に追加的ライセンスを移転することを要求する契約上の規定を峻別する	IFRS 第 15 号変更なし。	当 ASU は、収益基準ガイダンスを明確化するが変更しない。したがって、乖離は予想されない。
IP 使用権を提供するライセンスの更新	ライセンスの更新又は延長は、更新期間の開始時点で収益認識する結果となる、使用及び便益ガイダンスの対象となることを明確化すべく、ガイダンス及び設例を追加している。	IFRS 第 15 号変更なし。	両決定は相違しており、乖離をもたらす結果となろう。したがって、事実及び状況により、ライセンス更新に関する収益は、IFRS により報告する事業体に関しては、より早期に認識される可能性がある。

## 登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案のもとに適切な専門家にご相談ください。